



接続約款変更認可申請書

西相制第 102 号
平成 22 年 12 月 15 日

総務大臣
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかみとおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新														
<p>目次</p> <p>第3章 協定の締結手続等</p> <p>第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き</p> <p>第34条の10 支障移転等を行う場合の取扱い</p> <p>第34条の11 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="165 563 1160 691"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～108</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>109 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～108	(略)	109 消費税相当額	(略)	<p>目次</p> <p>第3章 協定の締結手続等</p> <p>第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き</p> <p>第34条の10 光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み</p> <p>第34条の11 支障移転等を行う場合の取扱い</p> <p>第34条の12 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1187 563 2181 691"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～108</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>109 テープ</td> <td>4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの</td> </tr> <tr> <td>110 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)</p> <p>第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、別表3（様式）様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散（2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。）されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。</p> <p>2 接続申込者は、第10条の2（事前照会）第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。</p> <p>(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) 事前照会申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否</p> <p>3 接続申込者は、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望（テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。）することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。</p> <p>(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否</p> <p>(2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否</p> <p>4 当社は、第1項から第3項に規定するテープ分散に係る調査の申込みがあったときは、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、申込みの到達した日から3週間以内にその調査結果を回答します。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。</p>	用語	意味	1～108	(略)	109 テープ	4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの	110 消費税相当額	(略)
用語	意味														
1～108	(略)														
109 消費税相当額	(略)														
用語	意味														
1～108	(略)														
109 テープ	4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの														
110 消費税相当額	(略)														

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第 34 条の 10 前 2 条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報となります。したがって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線の敷設状況が変動し、第 34 条の 8 (一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)の規定に基づき確認された一般光信号中継回線の異経路構成等が維持できないことがあり、また、前条第 3 項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続きを行った場合であっても、異経路構成等により一般光信号中継回線を提供できない場合があります。なお、当社は、前 2 条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第 34 条の 11 (略)

(準用)

第 39 条 前条第 3 項の規定は、第 10 条の 2 (事前照会) 第 3 項、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項、第 10 条の 13 (電柱添架の申込み) 第 2 項、第 13 条 (事前調査の回答) 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項若しくは第 3 項、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項、第 3 項若しくは第 7 項、第 34 条の 7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項若しくは第 3 項、第 36 条の 3 (個別管理対象設備の除却又は転用) 第 3 項、第 95 条の 4 (接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間) 第 1 項、第 99 条の 3 (DSL 回線等に係る情報の提供) 又は第 99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供) の場合に準用します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 (略)

(1) ~ (32) (略)

2 ~ 5 (略)

6 当社は、第 3 項に規定する接続の申込みに基づく工事を完了した時点において、テープ分散による接続ができたか否かを接続申込者に対して通知するものとします。

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第 34 条の 11 前 3 条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第 1 号又は第 3 号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第 2 号又は第 4 号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 第 34 条の 8 (一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査) に規定する調査

(2) 第 34 条の 9 (異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み) 第 3 項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続き

(3) 第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第 1 項に規定する調査

(4) 第 34 条の 10 第 3 項の規定に基づく光信号端末回線の提供に係る手続き

2 当社は、前 3 条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線又は光信号端末回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第 34 条の 12 (略)

(準用)

第 39 条 前条第 3 項の規定は、第 10 条の 2 (事前照会) 第 3 項、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項、第 10 条の 13 (電柱添架の申込み) 第 2 項、第 13 条 (事前調査の回答) 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項若しくは第 3 項、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項、第 3 項若しくは第 7 項、第 34 条の 7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項若しくは第 3 項、第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第 4 項、第 36 条の 3 (個別管理対象設備の除却又は転用) 第 3 項、第 95 条の 4 (接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間) 第 1 項、第 99 条の 3 (DSL 回線等に係る情報の提供) 又は第 99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供) の場合に準用します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 (略)

(1) ~ (32) (略)

(33) 当社が、第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき

2 ~ 5 (略)

料金表 2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(33) (略)	(略)	(略)	(略)

料金表

2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(33) (略)	(略)	(略)	(略)
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに 2,270 円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに 2,579 円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに 2,579 円	—

様式第 7-6 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属 (法人名等)

氏名

貴社接続約款第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他 (記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
印

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
テープ分散の有無		
その他 (記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

その他費用の算定根拠
(NTT西日本)

目 次

I 手続費	2
II 料金算定に使用した貸倒率	3
(参考) 設備区分別の費用明細表	4

I 手続費

(1) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費(1区間ごとに)

(ア) 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散状況に係る調査)第1項に規定する事項の調査に要する費用

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.169 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.367 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	2.270 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{II 料金設定に使用した貸倒率})$

(イ) 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.169 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.417 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	2.579 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{II 料金設定に使用した貸倒率})$

(ウ) 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.169 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.417 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	2.579 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{II 料金設定に使用した貸倒率})$

II 料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	705	(参考)設備区別の費用明細表より
②接続料	263,774	H20年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.26727%	①÷②

